案－3

修正箇所赤字

令和８年度　地域森林計画書変更（加賀森林計画区）　新旧対照表

変更計画案	現行計画
第１章　　計画のあらまし **第１．地域森林計画の位置付け　［略］** **第２．森林・林業・木材産業の現状と課題** （１）「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」を目指すための現状と課題 本格的な主伐期を迎えている経済林は、利用間伐に加えて、主伐・再造林による循環利用を積極的に進めていくことが重要である。 しかしながら、長期的な木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲の減退や所有者、境界や現況等が不明確な森林の存在等により、林業事業体[1]は安定的かつ効率的な経営を行うための施業地の集約化と中長期的な事業量の確保に苦心している。 また、林業専用道や森林作業道の開設が進み、高性能林業機械[1]が普及したことで、素材（丸太）生産[1]経費の削減に一定の進展があり、花粉発生源対策にも取組んできたことから、10 年前と比較して、主伐・再造林面積は着実に増加し堅調に推移しているが、林業収益力の低迷等から、人工林の年間成長量約 120 万 m^3 や県内木材産業の木材需要量約 34 万 m^3 に対して、県産材供給量は１３万 m^3 程度に留まっている。 このため、これまで以上に、素材生産経費、輸送経費、再造林経費の削減等に取り組み、林業収益力を高めていく必要がある。 他方で、林業従事者はこの 30 年間で半減している。従事者数は平成 21 年度に底をうち、その後は緩やかな増加傾向で推移していたが、能登半島地震等の影響により離職者が増加し、近年は 480 人前後で推移し、担い手不足が間伐や主伐等の森林整備量の制限要因になっている。 林業も月給制への移行が進んでいるが、依然として他産業と比べて所得が低位であることや、労働災害の危険性が高い状況にあり、このままでは、県内の生産年齢人口の減少が見込まれる中、担い手の確保はさらに難しくなることが懸念される。 今後は、これまでの長期就業体験等の担い手確保・育成の取組に加えて、スマート林業の実践等により、林業従事者の労働環境を改善していくことが喫緊の課題である。	**第１章　　計画のあらまし** **第１．地域森林計画の位置付け［略］** **第２．森林・林業・木材産業の現状と課題** （１）「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」を目指すための現状と課題 本格的な主伐期を迎えている経済林は、利用間伐に加えて、主伐・再造林による循環利用を積極的に進めていくことが重要である。 しかしながら、長期的な木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲の減退や所有者、境界や現況等が不明確な森林の存在等により、林業事業体[1]は安定的かつ効率的な経営を行うための施業地の集約化と中長期的な事業量の確保に苦心している。 また、林業専用道や森林作業道の開設が進み、高性能林業機械[1]が普及したことで、素材（丸太）生産[1]経費の削減に一定の進展がみられるものの、林業収益力の低迷から主伐・再造林が進まず、人工林の年間成長量約 120 万 m^3 や県内木材産業の木材需要量約 40 万 m^3 に対して、県産材供給量は 15 万 m^3 程度に留まっている。 このため、これまで以上に、素材生産経費、輸送経費、再造林経費の削減等に取り組み、林業収益力を高めていく必要がある。 他方で、林業従事者はこの 20 年間で半減し、近年は 480 人前後で推移しているが、一部地域では、担い手不足が間伐や主伐等の森林整備量の制限要因になっている。 林業は収入が不安定な日給制が多く、他産業と比べて所得が低位であることや、労働災害の危険性が高い状況にあり、このままでは、県内の生産年齢人口の減少が見込まれる中、担い手の確保はさらに難しくなることが懸念される。 今後は、これまでの長期就業体験等の担い手確保・育成の取り組みに加えて、スマート林業の実践等により、林業従事者の労働環境を改善していくことが喫緊の課題である。

修正箇所赤字

（2）「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」を目指すための現状と課題 県内の製材工場の多くは小規模・零細であり、製材工場数は平成30年の72工場から令和4年には58工場に減少し、製材品出荷量についても同時期に、34千m^3から31千m^3に減少した。 その結果、県内の製材品需要量が139千m^3（R4）あるにもかかわらず、県内の製材工場による県内向け製材品の出荷量は25千m^3と低位に留まっており、海外産、県外産の製材品に需要を奪われている状況となっている。 また、木造住宅における使用木材の約9割がプレカット[1]加工される中、プレカット工場が求める寸法安定性のある人工乾燥材の出荷率は約10%に留まる。 このため、品質が確かで付加価値の高い県産製材品を、県外産製材品と競争力のある価格で、安定的に供給することが課題となっている。 他方で、木材は、主伐・再造林を通じて再生産が可能な環境に優しい資源であり、県産材の利用を促進することは、林業・木材産業の振興による地域経済の発展に資するだけでなく、適正な森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・増進につながり、県民の安全・安心な生活にも寄与する。 一方、今後少子高齢化の進行などにより木材需要の大宗を占める住宅需要が減少する見通しであるため、住宅分野での県産材製品のシェア拡大と公共建築物やこれまで木造化が進んでいない民間非住宅建築物での県産材の利用拡大が必要となる。 このような中、平成30年6月には「石川県県産材利用促進条例」が施行され、行政機関での率先した県産材利用や県全体での県産材利用の機運醸成が進みつつある。	（2）「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」を目指すための現状と課題 県内の製材工場の多くは小規模・零細であり、製材工場数は平成22年の106工場から平成30年には72工場に減少し、製材品出荷量についても同時期に、48千m^3から34千m^3に減少した。 その結果、県内の製材品需要量が172千m^3（H30）あるにもかかわらず、県内の製材工場による県内向け製材品の出荷量は29千m^3と低位に留まっており、海外産、県外産の製材品に需要を奪われている状況となっている。 また、木造住宅における使用木材の約9割がプレカット[1]加工される中、プレカット工場が求める寸法安定性のある人工乾燥材の出荷率は15%に留まる。 このため、品質が確かで付加価値の高い県産製材品を、県外産製材品と競争力のある価格で、安定的に供給することが課題となっている。 他方で、木材は、主伐・再造林を通じて再生産が可能な環境に優しい資源であり、県産材の利用を促進することは、林業・木材産業の振興による地域経済の発展に資するだけでなく、適正な森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・増進につながり、県民の安全・安心な生活にも寄与する。 一方、今後少子高齢化の進行などにより木材需要の大宗を占める住宅需要が減少する見通しであるため、住宅分野での県産材製品のシェア拡大と公共建築物やこれまで木造化が進んでいない民間非住宅建築物での県産材の利用拡大が必要となる。 このような中、平成30年6月には「石川県県産材利用促進条例」が施行され、行政機関での率先した県産材利用や県全体での県産材利用の機運醸成が進みつつある。
（3）、（4）［略］	（3）、（4）［略］

修正箇所赤字

第３．森林計画区の概況

■南加賀地域（小松市・加賀市・能美市）

- 民有林面積は約 45 千 ha（県内の 18%）であり、うち人工林面積は約 14 千 ha（県内の 14%）である。人工林率は３２%となっている。
- 森林資源の循環利用のため主伐・再造林に取り組んでおり、令和２年度からは苗木の安定的な確保に向けて林・福連携による苗木生産にも取り組み、年間３万本の生産体制を構築している。
- 北陸自動車道沿線のクロマツを主体とした海岸防災林は、帯状に約 30km にわたり分布し、飛砂防備や防風等の重要な役割を果たしているが、松くい虫などの被害により、その機能が一部低下している。
- イノシシなどの農業被害やクマの市街地等への出没増加がみられる。また、ニホンジカの被害拡大が懸念されている。
- 林業事業体は１３者あり、「意欲と能力のある林業経営者」は、かが森林組合、（株）安地、（株）もりびと林業、（株）美採、（合）中野林業、（有）南加賀造林の６者である。林業事業体のほとんどが、かが森林組合の協力事業体であり、林業従事者数は 56 人（県内の 13%）である。
- 森林経営計画策定面積は約 8 千 ha（県内の 16%）となっており、かが森林組合での境界管理室の設置や林産組合長制度の活用により、境界の明確化や森林施業の集約化が進んでいる。
- 林内路網の延長は約 0.9 千 km であり、路網密度は 19m/ha である。
- 高性能林業機械は 13 台、年間の素材生産量は約 29 千 m^3（県内の 20%）であり、人工林面積の割に素材生産量は多くなっている。
- 管内には、かが森林組合那谷工場や南加賀木材協同組合を中核とする木材加工流通拠点があり、主な９製材工場の素材入荷量は約 19 千 m^3（県内の 59%）、人工乾燥機（総容量）は 376m^3（県内の 75%）となっており、県内最大となっている。
- H26 より、かが森林組合から、コマツ粟津工場のバイオマスボイラーへの木材チップの供給が開始されている。
- 県椎茸菌床センターでは、県内のしいたけ用菌床の約７割を生産している。

林福連携による苗木生産



コマツ粟津工場のバイオマスエネルギー利用



第３．森林計画区の概況

■南加賀地域（小松市・加賀市・能美市）

- 民有林面積は約 45 千 ha（県内の 18%）であり、うち人工林面積は約 14 千 ha（県内の 14%）である。人工林率は３２%となっている。
- 北陸自動車道沿線のクロマツを主体とした海岸防災林は、帯状に約 30km にわたり分布し、飛砂防備や防風等の重要な役割を果たしているが、松くい虫などの被害により、その機能が一部低下している。
- イノシシなどの農業被害やクマの市街地等への出没増加がみられる。また、ニホンジカの被害拡大が懸念されている。
- 林業事業体は１３者あり、「意欲と能力のある林業経営者」は、かが森林組合の１者である。林業事業体のほとんどが、かが森林組合の協力事業体であり、林業従事者数は 61 人（県内の 13%）である。
- 森林経営計画策定面積は約 17 千 ha（県内の 26%）となっており、かが森林組合での境界管理室の設置や林産組合長制度の活用により、境界の明確化や森林施業の集約化が進んでいる。
- 林内路網の延長は約 0.8 千 km であり、路網密度は 17m/ha である。
- 高性能林業機械は２セット、年間の素材生産量は約 29 千 m^3（県内の 20%）であり、人工林面積の割に素材生産量は多くなっている。
- 管内には、かが森林組合那谷工場や南加賀木材協同組合を中核とする木材加工流通拠点があり、主な９製材工場の素材入荷量は約 30 千 m^3（県内の５６%）、人工乾燥機（総容量）は 397m^3（県内の 59%）となっており、県内最大となっている。
- H26 より、かが森林組合から、コマツ粟津工場のバイオマスボイラーへの木材チップの供給が開始されている。
- 県椎茸菌床センターでは、県内のしいたけ用菌床の約７割を生産している。

ニホンジカの生育拡大防止対策（捕獲誘導策）



コマツ粟津工場のバイオマスエネルギー利用



修正箇所赤字

■石川地域（白山市）

- 森林率が 83%と高く、森林面積の約３分の１が国有林となっている。白山国立公園を中心にブナ等の天然林をはじめとする貴重な森林が多い。
- 民有林面積は約 42 千 ha（県内の 17%）であり、うち人工林面積は約８千 ha（県内の８%）である。急峻な地形が多く、人工林率は 19%と他管内に比べ低い。
- イノシシやサルなどの農業被害が増加しており、クマの集落への出没増加もみられる。また、ニホンジカの被害拡大が懸念されている。
- 林業事業体は８者あり、うち「意欲と能力のある林業経営者」は㈱白峰産業、㈱桑木、㈱なかの林業、加賀林業㈱、㈱芝田林業の５者である。かが森林組合の白山支所を含め、各地域で林業事業体が主体的に活動している。林業従事者数は 67 人（県内の 15%）である。
- 森林経営計画策定面積は約 9 千 ha（県内の 18%）となっており、かが森林組合のみならず、林業事業体が森林経営計画による集約化を進めている。
- 林内路網の延長は約 0.6 千 km であり、路網密度は 14m/ha である。
- 高性能林業機械は 12 台、年間の素材生産量は約 19 千 m^3（県内の 15%）である。
- 主な２製材工場の素材入荷量は約 8 千 m^3（県内の 10%）、人工乾燥機（総容量）は 33m^3（県内の５%）となっており、乾燥材に対する取組が進んでいない。
- でけえなめこという特色ある特用林産物が生産されている。


主伐・再造林


ブナの天然林


クマ剥ぎによる被害

■石川地域（白山市）

- 森林率が 83%と高く、森林面積の約３分の１が国有林となっている。白山国立公園を中心にブナ等の天然林をはじめとする貴重な森林が多い。
- 民有林面積は約 42 千 ha（県内の 17%）であり、うち人工林面積は約８千 ha（県内の８%）である。急峻な地形が多く、人工林率は 19%と他管内に比べ低い。
- イノシシなどの農業被害やクマの集落への出没増加がみられる。また、ニホンジカの被害拡大が懸念されている。
- 林業事業体は 9 者あり、うち「意欲と能力のある林業経営者」は㈱白峰産業、㈱山岸林業、㈱桑木、㈱なかの林業、加賀林業㈱、㈱尾田林業の６者となっている。かが森林組合の白山支所を含め、各地域で林業事業体が主体的に活動している。林業従事者数は 36 人（県内の 7%）である。
- 森林経営計画策定面積は約 12 千 ha（県内の 18%）となっており、かが森林組合のみならず、林業事業体が森林経営計画による集約化を進めている。
- 林内路網の延長は約 0.5 千 km であり、路網密度は 13m/ha である。
- 高性能林業機械は２セット、の年間の素材生産量は約 20 千 m^3（県内の 14%）である。
- 主な２製材工場の素材入荷量は約 6 千 m^3（県内の 11%）、人工乾燥機（総容量）は 33m^3（県内の５%）となっており、乾燥材に対する取り組みが進んでいない。
- なめこやわさび等、特色ある特用林産物が生産されている。


ブナの天然林


クマ剥ぎによる被害

修正箇所赤字

■県央地域（金沢市・かほく市・津幡町・内灘町のうち金沢市）

・民有林面積は約 22 千 ha（県内の 9%）であり、うち人工林面積は約 5 千 ha（県内の 5%）である。人工林率は 27%である。

・私有林の齢級の高い森林では、主伐と植栽等による更新が行われる一方、市街地周辺の森林では竹林が拡大し、里山林の荒廃が見られるとともに、イノシシなどの農業被害やクマの市街地等 22 出没増加がみられる。

・海岸防災林は、松くい虫被害やニセアカシアの老齢化などにより衰退が著しく、防風や飛砂防備の機能や景観の維持のための整備が必要となっている。

・林業事業体は32 者あり、うち「意欲と能力のある林業経営者」及び「適合事業者」は金沢森林組合、（株）山創、横谷造林（株）、石川県森林組合連合会の4者となっている。林業従事者数は 174 人（県内の 39%）であるが、林業従事者数 5 名未満の零細事業体が3分の2を占める。

・金沢森林組合では作業員の月給制や技術等に応じた昇級・表彰制度のほか、協力事業体への安全対策交付金制度の創設など林業従事者の労働環境の改善や育成に先進的に取り組んでいる。

・森林経営計画策定面積は約 8 千 ha（県内の 16%）となっており、スギ人工林は金沢市行造林や県営林、公社造林などの公有林でまとまって存在する一方、私有林では小規模なものが点在しており、境界の明確化が進んでいない。

・林内路網の延長は約 0.5 千 km であり、路網密度は 21m/ha である。

・高性能林業機械は 27 台、年間の素材生産量は約 19 千 m^3（県内の 15%）であり、広葉樹の素材生産量が多い。

・主な 5 製材工場の素材入荷量（R4年）は約 8 千 m^3、人工乾燥機（総容量、R4年）は 94m^3（県内の 7%）となっている。

・県央管内は県の人口及び住宅着工数の 5 割を占める一大消費地であり、金沢森林組合の製材工場や木材乾燥施設、金沢木材協同組合のプレカット工場といった加工流通拠点を有している。

更新伐・樹下植栽施工地





金沢森林組合宮野工場自動製材機



■県央地域（金沢市・かほく市・津幡町・内灘町のうち金沢市）

・民有林面積は約 22 千 ha（県内の 9%）であり、うち人工林面積は約 5 千 ha（県内の 5%）である。人工林率は 27%である。

・私有林の高齢化した広葉樹林では、主伐と植栽等による更新が行われる一方、市街地周辺の森林では竹林が拡大し、里山林の荒廃が見られるとともに、イノシシなどの農業被害やクマの市街地等への出没増加がみられる。

・海岸防災林は、松くい虫被害やニセアカシアの老齢化などにより衰退が著しく、防風や飛砂防備の機能や景観の維持のための整備が必要となっている。

・林業事業体は32 者あり、うち「意欲と能力のある林業経営者」は金沢森林組合、（株）山創、横谷造林（株）の3者となっている。林業従事者数は 170 人（県内の35%）であるが、林業従事者数 5 名未満の零細事業体が 20 者と 6 割を占める。

・金沢森林組合では作業員の月給制や技術等に応じた昇級・表彰制度など林業従事者の労働環境の改善や育成に先進的に取り組んでいる。

・森林経営計画策定面積は約 6 千 ha（県内の 9%）となっており、スギ人工林は金沢市行造林や県営林、公社造林などの公有林でまとまって存在する一方、私有林では小規模なものが点在しており、境界の明確化が進んでいない。

・林内路網の延長は約 0.5 千 km であり、路網密度は 21m/ha である。

・高性能林業機械は 5 セット、年間の素材生産量は約 12 千 m^3（県内の 14%）であり、広葉樹の素材生産量が多い。

・主な 5 製材工場の素材入荷量は約 6 千 m^3、人工乾燥機（総容量）は 48m^3（県内の 7%）となっている。

・県央管内は県の人口及び住宅着工数の 5 割を占める一大消費地であり、金沢森林組合の製材工場や金沢木材協同組合のプレカット工場といった加工流通拠点を有している。

更新伐・樹下植栽施工地





林業専用道横谷8号線



修正箇所赤字

第４．前期計画の実行結果の概要とその評価

前期地域森林計画（計画期間：令和４年度～令和 13 年度）の前年５か年（令和４～令和８年度）における計画量と対する実行結果※は次のとおりです。

（１）伐採立木材積、及び間伐立木材積

人工林資源が充実し、多くの森林が利用期を迎えており、従来の間伐主体の施業から、主伐・再造林による森林資源の循環利用への移行が進んでいる。

単位　材積：千m3　実行歩合：％

主伐／間伐	計　画	実　行	実行歩合
主伐	258	347	134%
間伐	297	107	36%
計	555	454	82%

（２）森林施業（間伐）面積

間伐の実行面積は、計画量の 36%となっています。

単位　材積：千m3　実行歩合：％

計画	実行	実行歩合
4,249	1,534	36%

（３）人工造林及び天然更新別面積

主伐・再造林が着実に増加し、人工造林面積は計画量の 81%となっている一方で、天然更新面積については同 27%となっています。

第４．前期計画の実行結果の概要とその評価

前期地域森林計画（計画期間：平成２９～令和８年度）の前年５か年（平成２９～令和３年度）における計画量と対する実行結果※は次のとおりです。

（１）伐採立木材積、及び間伐立木材積

主伐については、計画量の 92%と概ね計画どおりとなっています。
間伐については、施行地あたりの労力が大きいこと等から、計画量の 78%となっています。

単位　材積：千m3　実行歩合：％

主伐／間伐	計　画	実　行	実行歩合
主伐	206	189	92%
間伐	310	241	78%
計	516	430	83%

（２）間伐面積

（1）のとおり、間伐の総面積の達成率は計画量の 77%となっています。

単位　材積：千m3　実行歩合：％

計　画	実　行	実行歩合
4,435	3,436	77%

（３）人工造林及び天然更新別面積

主伐後の再造林が進んでいないことから、人工造林面積は計画の 50%、また天然更新面積については同 55%にとどまっています。

修正箇所赤字

単位　材積：千m3　実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
739	596	81%	1,599	435	27%	2,338	1,031	44%

（４）林道の開設延長

林道の開設延長については、開設に係る予算が限られていることから、計画量の7%となっています。

区　分	開設延長		
基幹路網（林道・林業専用道）	計　画	実　行	実行歩合
	27	2	7%

（５）林道の拡張箇所

近年は限られた予算の範囲内で林道及び林業専用道の開設による林内路網密度の向上を優先していることから、林道の拡張については、改良が31%、舗装が20%と低い実行率にとどまっています。

単位　改良：箇所　舗装：km

区　分	計　画	実　行	実行歩合
改良（箇所数）	323	99	31%
舗装（延長）	14	2.8	20%

単位　材積：千m3　実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
426	213	50%	1,486	822	55%	1,912	1,035	54%

（４）林道の開設延長

林道の開設延長については、急傾斜地に対応した線形の決定が遅れたことから、計画量の21%と計画を下回る実績となっています。

単位　開設：km

区　分	開設延長		
基幹路網（林道・林業専用道）	計　画	実　行	実行歩合
	47	10	21%

（５）林道の拡張箇所

近年は限られた予算の範囲内で林道及び林業専用道の開設による林内路網密度の向上を優先していることから、林道の拡張については、改良が13%、舗装が15%と低い実行率にとどまっています。

単位　改良：箇所　舗装：km

区　分	計　画	実　行	実行歩合
改良（箇所数）	354	47	13%
舗装（延長）	24.9	3.8	15%

修正箇所赤字

（６）保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、水源涵養のための保安林が87%、災害防備のための保安林は65%となっています。

また、治山事業の実績は計画に対して７４%となっています。

ア　保安林の種類別面積

単位　面積：ha　実行歩合：%

	計　画	実　行	実行歩合
総数（実面積）※	42,169	34,933	83%
水源涵養のための保安林	31,139	27,136	87%
災害防備のための保安林	9,166	5,934	65%
保健、風致の保存等のための保安林	12,870	12,870	100%

※総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

イ　治山事業の数量

単位　箇所　実行歩合：%

計　画	実　行	実行歩合
65	48	74%

第５．計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方［略］

第２章　　計 画 事 項（ 共 通 編 ）

１　森林の整備及び保全の基本的な考え方　［略］

２　森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、１に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第１章第６「加賀森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

（６）保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、保健、風致の保存等のための保安林が100%、水源涵養のための保安林が87%、災害防備のための保安林が64%となっています。所有者の同意取得などに時間を要したため、計画量をやや下回る結果となりました。また、治山事業の実績数量は計画どおりとなっています。

ア　保安林の種類別面積

単位　面積：ha　実行歩合：%

	計　画	実　行	実行歩合
総数（実面積）※	42,169	34,844	83%
水源涵養のための保安林	31,139	27,103	87%
災害防備のための保安林	9,166	5,877	64%
保健、風致の保存等のための保安林	12,870	12,870	100%

※総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

イ　治山事業の数量

単位　箇所　実行歩合：%

計　画	実　行	実行歩合
73	73	100%

第５．計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方［略］

第２章　　計 画 事 項（ 共 通 編 ）

１　森林の整備及び保全の基本的な考え方［略］

２　森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、１に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第１章第６「加賀森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

修正箇所赤字

- 水源の涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- 林業適地以外にある人工林については、自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- 手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- 里山林は適切な整備と利活用を推進し、多面的機能の維持増進を図る。
- 県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- 森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- 木材等生産機能を期待する森林においては、施業集約化及び路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進し、人工林の維持を図る。
- 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為[3]の程度等に着目し、次の３つに分類して示す。

森林	施業の方針
人工林	林業適地については、適切な保育・間伐とともに、多様な伐期による主伐と植栽を行い、確実な更新を図る。林業適地以外は、自然条件等に応じて、択伐[4]や侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林への移行を図る。
天然林	主として天然力を活用[5]することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）を行う。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。
天然林のうち、利活用等により機能の維持増進を図る森林	自然条件や森林の状況に応じて、更新補助や不用木の除去等の適切な整備を行うことで、森林の利活用を促進することにより、森林の多面的機能の維持増進を図る。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第３章第２（3-1 ページ）のとおり定める。

第２．森林の整備に関する事項

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 水源の涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- 自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- 手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- 里山林の利用保全を推進する。
- 県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- 森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- 木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。
- 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為[3]の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の３つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐[4]等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層[5]を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用[6]することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第３章第２（3-1 ページ）のとおり定める。

第２．森林の整備に関する事項

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

修正箇所赤字

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。 なお、伐採及び集材にあたっては、伐採後の適確な更新の確保及び土砂流出等の防止のために、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝状の整理を行うこととする。さらに伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。	森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するとともに、伐採及び集材にあたっては、伐採後の適確な更新の確保及び土砂流出等の防止のために、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。
（１）主伐に関する指針	（１）主伐に関する指針
ア　単層林施業	ア　育成単層林施業
［略］	［略］
イ　複層林施業	イ　育成複層林施業
［略］	［略］
ウ　天然林	ウ　天然生林
適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。 立木の伐採・・・・「人工林」及び「複層林施業」に準ずる。 その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。	適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。 立木の伐採・・・・「育成単層林施業」及び「育成複層林施業」に準ずる。 その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。
２　造林に関する事項	**２　造林に関する事項**
（１）人工造林に関する指針 人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。なお、主伐が行われた林地においては、更新されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図るものとする。	（１）人工造林に関する指針 人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

修正箇所赤字

また、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。 加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。	また、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。 加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。
ア　造林樹種に関する指針 造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。 なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。 また、特定母樹由来の苗木など成長等に優れた苗木や花粉の少ない苗木[8]の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努める。その他、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることとする。	ア　造林樹種に関する指針 造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。 なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。 また、苗木の選定に当たっては、特定苗木など成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の生産増大に努めるものとする。
イ　人工造林の標準的な方法に関する指針 （ｱ）　人工林の植栽本数［略］ （ｲ）　造林の標準的な方法 ①　地拵え 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。 ②　植栽 気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。	イ　人工造林の標準的な方法に関する指針 （ｱ）　人工林の植栽本数［略］ （ｲ）　造林の標準的な方法 ①　地拵え 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。 ②　植栽 気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
ウ　［略］	ウ　［略］
（２）天然更新[8]に関する指針 天然更新は、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害	（２）天然更新[8]に関する指針 天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更

修正箇所赤字

の状況など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。	新が図られる森林において行うものとする。
（３） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域の基準及び所在を設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。	（３） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域の基準を設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。
３ 間伐及び保育に関する事項 森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐及び保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。	**３ 間伐及び保育に関する事項** 森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐及び保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。
（１） 間伐及び保育に関する基本的事項 ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往の標準伐期齢や間伐の方法を勘案して、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。 なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。	（１） 間伐及び保育に関する基本的事項 ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。 なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。
イ 保育の標準的な方法に関する指針 目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。［表（２）は略］	イ 保育の標準的な方法に関する指針 下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。［表（２）は略］
（３）その他間伐及び保育に関する必要な事項 ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に複層林施業を導入するよう留意することとする。 （ｱ） 人工林内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合	（３）その他間伐及び保育に関する必要な事項 ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。 （ｱ） 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天

修正箇所赤字

（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。 （ｲ） 天然林において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。	然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。 （ｲ） 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 （１）公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 （２）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ア［略］ イ　施業の方法に関する指針 木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また、当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととする。 特に効率的な施業が可能な森林については、主伐後の植栽による確実な更新を図り、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。 なお、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。 （３）その他必要な事項 ア［略］ イ　多種多様な生物の生育・生息環境の保全 全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。 また、伐採跡地間に少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することや、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等にも努める。	**４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項** （１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 （２）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ア［略］ イ　施業の方法に関する指針 木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域においては、原則、人工林の伐採後に植栽による更新を行うものとする。 なお、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。 （３）その他必要な事項 ア［略］ イ　多種多様な生物の生育・生息環境の保全 イ　多種多様な生物の生育・生息環境の保全 全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。

修正箇所赤字

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	**５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項**
（１）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道の開設及び改良については、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。 また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格･構造を柔軟に選択するとともに、自然的条件及び社会的条件が良い林業適地などを主体に、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進する。なお、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進することとする。	（１）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。 また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格･構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとする。
（２）［略］	（２）［略］
（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 単層林等においては、森林の集積・集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。	（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 育成単層林等においては、森林の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。
（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方 林道整備に当たっては「林道規程」（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道については「石川県林業専用道作設指針」（平成２２年１０月２５日森管第２５９１号）、森林作業道については「石川県森林作業道実施要領」（令和２年４月２０日森管第２３４号）による。	（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方 林道整備に当たっては林道規程（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成２２年１０月２５日森管第２５９１号）、森林作業道については石川県森林作業道実施要領」（令和２年４月２０日森管第２３４号）による。
（５）林産物の搬出方法等 ア［略］ イ　更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし	（５）林産物の搬出方法等 ア［略］ イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

修正箇所赤字

６　森林施業の合理化に関する事項 （１） ア～エ［略］ オ　森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。 特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組の促進に関する方針を定めるものとする。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定や特例措置の活用を図る。 （２） 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法 ア　区域の設定の基準 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、地域の実情に応じて設定することとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。 さらに、区域内において、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。 イ 施業の方法に関する指針 施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて主伐の時期及び方法を選定するとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 なお、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新を行う森林など、市町が定める場合は除く）こととする。	**６　森林施業の合理化に関する事項** （１） ア～エ［略］ オ　森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。 ［新設］

修正箇所赤字

（3） 林業に従事する者の養成及び確保 ア 林業に従事する者の養成及び確保については、段階的、体系的な人材育成、女性等の活躍・定着、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能検定制度等の活用、労働安全対策の強化、及び他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進める。また、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネージメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。なお、長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成に向けて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。 イ～オ （4）（5）［略］条ずれ （6） 県産材製品の加工流通体制の強化 ア～ウ［略］ エ 令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営計画等に基づく持続的な森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。 （7） その他必要な事項 ア 山村地域発展と定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③NPO 等の多様な主体による継続的な保全管理や利用、「森業」[16]の推進等による美しい里山景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。 **第３．森林の保全に関する事項 １ 森林の土地の保全に関する事項** （１）土地の形質の変更にあたって留意すべき事項 土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全	（2） 林業に従事する者の養成及び確保 ア 林業に従事する者の養成及び確保については、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化及び雇用の安定化並びに技能などの客観的評価の促進など、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネージメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。 また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICT を活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。 イ～オ （3）（4）［略］条ずれ （5） 県産材製品の加工流通体制の強化 ア～ウ［略］ エ 令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。 （6） その他必要な事項 ア 山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。 **第３．森林の保全に関する事項 １ 森林の土地の保全に関する事項** （１）土地の形質の変更にあたって留意すべき事項 土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を

修正箇所赤字

措置を講ずる。 その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図る。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、説明会など地域住民の理解を得る取組を実施するように配慮するものとする。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。 （2）[略]	講ずる。 また、太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透性や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、説明会など地域住民の理解を得る取り組みを実施するように配慮するものとする。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。 （2）[略]
2　保安施設に関する事項 （1）保安林として管理すべき森林及び治山事業 保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。 治山事業の実施にあたっては、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方に立って実施するものとする。 また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。 このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等に取り組むこととする。 加えて、地域の防災力の強化を図るため、行政機関と地域住民、関係団体等が連携し、治山施設の整備と併せて山地災害発生時の協力体制の整備、山地防災情報の提供その他のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策の推進に努めるものとする。 （2）[略]	**2　保安施設に関する事項** （1）保安林として管理すべき森林及び治山事業 保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。 治山事業の実施にあたっては、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方に立って実施するものとする。 また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。 このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等に取り組むこととする。 （2）[略]

修正箇所赤字

３　［略］	３　［略］
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	**４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**
（１）［略］ （２）　鳥獣による森林被害対策の方針 ツキノワグマ、ニホンジカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。 また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けに資する対策に努めることとする。	（１）［略］ （２）　鳥獣による森林被害対策の方針 ツキノワグマ、ニホンジカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。
（３）　林野火災の予防の方針 林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を強化するとともに、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有により林野火災に強い地域づくりを進める。 また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。	（３）　林野火災の予防の方針 林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。 また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。
（４）［略］ 第４・第５　［略］	（４）［略］ 第４・第５　［略］

修正箇所赤字

第３章　計画事項（加賀森林計画区編）

第１．計画の対象とする森林の区域

単位　面積：ha

区　分		面　積
総　数		107,927
市別内訳	金　沢　市	21,610
	白　山　市	41,583
	小　松　市	21,386
	加　賀　市	19,773
	能　美　市	3,555

第２．森林の整備及び保全に関する基本的な事項[2]
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態

単位　面積：ha

区　分		現　況 （令和7年度末）	計画期末 （令和１８年度末）
面積	人工林	27,501	27,010
	天然林	74,426	74,918
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	322	322
森林蓄積　千㎥／ha		202	204

第３章　計画事項（加賀森林計画区編）

第１．計画の対象とする森林の区域[1]

単位　面積：ha

区　分		面　積
総　数		107,929
市別内訳	金　沢　市	21,629
	白　山　市	41,520
	小　松　市	21,434
	加　賀　市	19,794
	能　美　市	3,553

第２．森林の整備及び保全に関する基本的な事項[2]
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態

単位　面積：ha

区　分		現　況 （令和２年度末）	計画期末 （令和１３年度末）
面積	育成単層林	23,860	22,866
	育成複層林	3,712	4,706
	天然生林	74,245	74,245
森林蓄積　千㎥／ha		196	204

修正箇所赤字

第３．森林の整備に関する事項

１　計画期間内の伐採立木材積

単位　材積：千m3

区　分	総　数	主伐	間伐
総　数	1,694	1070	624
前半５カ年の計画量	738	441	297

２　森林施業（間伐）面積[3]

単位　面積：ha

区　分	間伐面積
総　数	41,180
前半５カ年の計画量	20,590

３　人工造林・天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区　分	人工造林	天然更新
総　数	1,934	5,242
前半５カ年の計画量	974	2,549

第４．森林の保全に関する事項

１　林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

第３．森林の整備に関する事項

１　計画期間内の伐採立木材積

単位　材積：千m

区　分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総　数	1,326	1,117	210	629	420	210	697	697	—
前半５カ年の計画量	555	469	86	258	172	86	297	297	—

２　間伐面積

単位　面積：ha

区　分	間伐面積
総　数	9,953
前半５カ年の計画量	4,249

３　人工造林・天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区　分	人工造林	天然更新
総　数	1,684	3,236
前半５カ年の計画量	739	1,599

第４．森林の保全に関する事項

１　林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

修正箇所赤字

単位　面積：ha

所在 市	面積	留意すべき事項	備考
金沢市	4,558	1　立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐を避けること。 2　土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合にあっては必要最小限の規模にとどめ、必要に応じて土砂の流出・崩壊防止等の施設を設ける等、十分に土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林 （1）水源かん養 （2）土砂流出防備 （3）土砂崩壊防備 （4）飛砂防備 （5）水害防止 （6）なだれ防止 （7）落石防止 （8）魚つき
白山市	16,613		
小松市	4,429		
加賀市	7,216		
能美市	36		
合計	32,852		

2　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面積
総数（実面積）[3]	42,169
水源涵養のための保安林	31,139
災害防備のための保安林	9,166
保健、風致の保存等のための保安林	12,870

単位　面積：ha

所在 市	面積	留意すべき事項	備考
金沢市	4,556	1　立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐を避けること。 2　土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合にあっては必要最小限の規模にとどめ、必要に応じて土砂の流出・崩壊防止等の施設を設ける等、十分に土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林 （1）水源かん養 （2）土砂流出防備 （3）土砂崩壊防備 （4）飛砂防備 （5）水害防止 （6）なだれ防止 （7）落石防止 （8）魚つき
白山市	16,526		
小松市	4,422		
加賀市	7,216		
能美市	36		
合計	32,756		

2　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面積
総数（実面積）[3]	42,169
水源涵養のための保安林	31,139
災害防備のための保安林	9,166
保健、風致の保存等のための保安林	12,870

修正箇所赤字

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養のための保安林	－	－	14	2,833	145
災害の防備のための保安林	－	－	3	433	32
保健・風致の保存等のための保安林	－	－	5	1,269	63

（2）実施すべき治山事業

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市	区域		前半５か年分の計画	
金沢市	浅丘	1	1	渓間工・森林整備
	粟崎	1	1	森林整備
	石黒	1	1	森林整備
	打木	1	1	森林整備
	城力	1	1	渓間工
	熊走	1	1	渓間工・森林整備
	古郷	2	2	森林整備
	四十万	1	1	渓間工
	下安原	1	0	森林整備
	専光寺	1	1	森林整備
	竹又	1	0	渓間工
	田島	1	0	渓間工・森林整備
	直江野	1	1	渓間工・森林整備
	東原	1	1	渓間工・森林整備
	普正寺	1	1	森林整備
	湯涌河内	2	1	森林整備
	不室	1	0	渓間工
	湯涌	1	0	渓間工
	俵原	1	0	渓間工
	土子原	1	0	渓間工
	不動寺	1	0	渓間工
	車	1	1	渓間工
	曲子原	1	1	渓間工

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養のための保安林	－	－	14	2,833	145
災害の防備のための保安林	－	－	3	443	32
保健・風致の保存等のための保安林	－	－	5	1,269	63

（2）実施すべき治山事業

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市	区域		前半５か年分の計画	
金沢市	浅丘	1	0	渓間工・森林整備
	粟崎	1	1	森林整備
	打木	1	0	森林整備
	城力	1	0	渓間工・森林整備
	熊走	1	1	渓間工
	駒帰	1	1	渓間工
	四十万	1	1	渓間工
	下安原	1	0	森林整備
	専光寺	1	1	森林整備
	田島	1	0	渓間工・森林整備
	東原	1	0	渓間工・森林整備
	平等本	1	1	渓間工
	普正寺	1	1	森林整備
	別所	1	1	山腹工
	湯涌河内	2	1	森林整備
	倉ケ嶽	1	1	渓間工
	不室	1	0	渓間工
	俵原	1	0	渓間工
	土子原	1	0	渓間工
	不動寺	1	0	渓間工
	曲子原	1	1	渓間工
	榎尾	1	1	渓間工
	二俣	1	1	渓間工

修正箇所赤字

	榎尾	1	1	渓間工
	二俣	1	1	渓間工
	菊水	1	1	渓間工
小松市	安宅	1	1	海岸工事・森林整備
	大杉	4	3	渓間工
	西俣	1	0	渓間工
	花立	1	1	山腹工・森林整備
	浜佐美	1	1	森林整備
	中ノ峠	2	2	渓間工
	小原	1	0	渓間工
	三ツ屋	2	2	渓間工
	上麦口	1	0	渓間工
	原	1	0	渓間工
加賀市	大菅波	1	1	山腹工・森林整備
	熊坂	1	0	渓間工
	塩浜	1	1	海岸工事・森林整備
	篠原	1	1	森林整備
	新保	1	0	森林整備
	曽宇	3	2	渓間工
	直下	1	0	山腹工・森林整備
	橘	1	0	山腹工・森林整備
	橋立	2	2	山腹工・森林整備
	美岬	1	1	森林整備
	大聖寺地方町	1	0	渓間工
	山中温泉今立	1	0	山腹工
	山中温泉荒谷	2	1	渓間工
	山中温泉枯渕	1	1	森林整備
	山中温泉坂下	1	0	渓間工
	山中温泉四十九院	2	0	森林整備
	山中温泉杉水	1	0	森林整備
	山中温泉小杉	2	0	森林整備
	山中温泉生水	2	0	森林整備
能美市	大浜	1	1	森林整備
	道林	1	0	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山口	1	1	森林整備
	鍋谷	1	1	渓間工
白山市	大浜	1	1	森林整備
	道林	1	0	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山口	1	1	森林整備
	鍋谷	1	1	渓間工

	菊　水	1	1	渓間工
小松市	安　宅	1	1	海岸工事・森林整備
	大　杉	4	4	渓間工
	尾小屋	1	0	森林整備
	西　俣	1	1	渓間工
	浜佐美	1	1	森林整備
	日　末	1	0	森林整備
	丸　山	2	0	森林整備
	津　江	2	0	森林整備
	中ノ峠	3	3	渓間工・森林整備
	小　原	1	0	渓間工
	波佐羅	1	1	渓間工
	若　杉	1	0	森林整備
	岩　上	1	1	山腹工
	三ツ屋	2	2	渓間工
	上麦口	1	1	渓間工
	菩　提	1	1	渓間工
	原	1	1	渓間工
加賀市	伊　切	1	1	森林整備
	大菅波	1	1	山腹工・森林整備
	塩　浜	1	1	海岸工事・森林整備
	篠原新	1	1	森林整備
	新　保	1	0	森林整備
	曽　宇	1	0	渓間工
	橋　立	2	2	山腹工・森林整備
	美　岬	1	1	森林整備
	大聖寺地方	1	0	渓間工
	大聖寺西	1	0	山腹工
	山中温泉今立	2	1	渓間工
	山中温泉荒谷	2	1	渓間工
	山中温泉枯渕	2	0	森林整備
	山中温泉坂下	1	0	渓間工
	山中温泉四十九院	5	0	森林整備
	山中温泉杉水	1	0	森林整備
	山中温泉小杉	2	0	森林整備
	山中温泉生水	2	0	森林整備
能美市	浜　町	1	1	森林整備
	道　林	1	1	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山　口	1	1	森林整備
白山市	湊	1	1	森林整備
	鹿　島	1	1	森林整備

修正箇所赤字

	湊町	1	1	森林整備
	平加町	1	1	森林整備
	奥池	4	4	森林整備
	吉岡	1	1	渓間工
	吉野	1	0	渓間工
	木滑新	1	0	山腹工
	瀬波	3	3	渓間工・山腹工
	佐良	2	0	渓間工
	中宮	1	0	渓間工・山腹工
	広瀬町	1	1	渓間工・山腹工
	左礫町	1	0	渓間工
	尾添	1	1	渓間工
	荒谷	1	0	山腹工
	瀬戸	1	1	渓間工
	桑島	2	0	渓間工・山腹工
	白峰	5	2	渓間工・山腹工
計		101	58	

	奥　池	4	4	森林整備
	吉　岡	1	1	山腹工
	木　滑	2	1	渓間工・森林整備
	木滑新	2	2	渓間工・森林整備
	瀬　波	2	1	渓間工・山腹工
	佐　良	3	2	渓間工・山腹工
	中　宮	6	3	渓間工・山腹工・森林整備
	広　瀬	1	1	山腹工
	神子清水	1	0	山腹工
	河原山	1	1	渓間工
	尾　添	1	1	渓間工・山腹工・森林整備
	荒　谷	1	0	山腹工
	瀬　戸	1	0	山腹工
	下田原	4	0	森林整備
	白　峰	6	2	渓間工・山腹工・森林整備
計		120	65	

第５．その他の計画量

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
水源かん養保安林	金沢市	一円	4,033.91	「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	3,932.81		
	加賀市	〃	7,023.78		
	白山市	〃	12,144.07		
	計		27,134.57		

類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	金沢市	一円	358.84	「禁伐」又は「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	386.83		
	加賀市	〃	61.04		
	白山市	〃	3,766		
	能美市	〃	1.75		
	計		4,574.46		

第５．その他の計画量

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
水源かん養保安林	金沢市	一円	4,033.91	「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	3,932.81		
	加賀市	〃	7,023.78		
	白山市	〃	12,112.46		
	計		27,102.96		

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	金沢市	一円	354.88	「禁伐」又は「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	386.83		
	加賀市	〃	61.04		
	白山市	〃	3,752.40		
	能美市	〃	1.75		
	計		4,517.61		

修正箇所赤字

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
干害防備保安林	金沢市	一円	35.29	「択伐」又は「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	18.42		
	加賀市	〃	36.43		
	能美市	〃	25.26		
	計		115.4		

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
干害防備保安林	金沢市	一円	42.90	「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	18.42		
	加賀市	〃	36.43		
	能美市	〃	25.26		
	計		123.01		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
土砂崩壊防備保安林	金沢市	一円	18.69	「禁伐」又は「択伐」	
	小松市	〃	8.07		
	加賀市	〃	18.47		
	白山市	〃	13.13		
	能美市	〃	0.16		
	計		58.52		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
土砂崩壊防備保安林	金沢市	一円	18.69	「禁伐」又は「択伐」	
	小松市	〃	8.07		
	加賀市	〃	18.47		
	白山市	〃	3.95		
	能美市	〃	0.16		
	計		49.34		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
飛砂防備保安林	金沢市	一円	117.94	「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	56.91		
	加賀市	〃	82.75		
	白山市	〃	57.35		
	能美市	〃	33.95		
	計		348.9		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
飛砂防備保安林	金沢市	一円	119.62	「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	〃	56.91		
	加賀市	〃	82.75		
	白山市	〃	57.71		
	能美市	〃	34.15		
	計		351.14		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
保健保安林	金沢市	一円	814.82	「禁伐」又は「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。
	小松市	〃	1307.04		
	加賀市	〃	3311.90		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
保健保安林	金沢市	一円	822.41	「禁伐」又は「択伐」又は「伐採種を定めない」	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種
	小松市	〃	1,307.04		
	加賀市	〃	3,311.90		
	白山市	〃	4,219.42		
	能美市	〃	44.17		

修正箇所赤字

	白山市	〃	4219.42		2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	能美市	〃	44.17		
	計		9,697.35		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
なだれ防止保安林	金沢市	一円	28.18	禁伐とする	
	小松市	〃	43.06		
	加賀市	〃	29.95		
	白山市	〃	626.33		
	計		727.52		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
落石防止保安林	金沢市	一円	0.33	「禁伐」又は「択伐」	
	小松市	〃	1.91		
	白山市	〃	5.36		
	計		7.6		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
国立公園第2種特別地域	白山市	一円	758.29	別注[5]に定めるとおり	
	計		758.29		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
国立公園第3種特別地域	白山市	一円	3,173.64	別注[5]に定めるとおり	
	計		3,173.64		

	計		9,704.94		スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
なだれ防止保安林	金沢市	一円	28.18	禁伐とする	
	小松市	〃	43.06		
	加賀市	〃	29.95		
	白山市	〃	626.34		
	計		727.53		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
落石防止保安林	金沢市	一円	0.33	「禁伐」又は「択伐」	
	白山市	〃	5.36		
	計		5.69		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
国立公園第2種特別地域	白山市	一円	759.69	別注[5]に定めるとおり	
	計		759.69		

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
国立公園第3種特別地域	白山市	一円	3,167.17	別注[5]に定めるとおり	
	計		3,167.17		

種　類	森林の所在		面　積	施　業　方　法	
	市	区域		伐採方法	その他
砂防指定地	金沢市	一円	272.87		

修正箇所赤字

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
砂防指定地	金沢市	一円	265.02	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。(ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか 3．砂防法第4条、砂防指定地管理規則第3条の規定の定めるところによる
	小松市	〃	197.85		
	加賀市	〃	96.91		
	白山市	〃	6,480.17		
	計		7,039.95		

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
都市計画区域風致地区	金沢市	一円	1,114.44	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。(ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	風致地区内における建築等の規制に関する条例第5及び第6条の定めるところによる。
	加賀市	〃	362.57		
	計		1,477.01		

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
史跡名勝天然記念物	金沢市	一円	0.39	禁伐とする	
	加賀市	〃	10.86		
	白山市	〃	64.23		
	能美市	〃	12.23		
	計		87.71		

	小松市	〃	197.97	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。(ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	1．人工造林または天然更新による。 2．人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか 3．砂防法第4条、砂防指定地管理規則第3条の規定の定めるところによる
	加賀市	〃	96.75		
	白山市	〃	6,395.84		
	計		6,963.43		

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
都市計画区域風致地区	金沢市	一円	1,215.30	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。(ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	風致地区内における建築等の規制に関する条例第5及び第6条の定めるところによる。
	加賀市	〃	362.92		
	計		1578.22		

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市	区域		伐採方法	その他
史跡名勝天然記念物	加賀市	一円	10.86	禁伐とする	
	白山市	〃	64.26		
	能美市	〃	12.23		
	計		87.35		

修正箇所赤字

2　林道の開設及び拡張に関する計画
開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

位置（市・地区）		路線名	種類	（区分）	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	林道	－	402ha	
	東原町	東原北方線	自動車道	林業専用道	－	22ha	
	山科町	山科線	自動車道	林業専用道	－	13ha	
	四十万町	四十万線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
	大額町	神山線	自動車道	林業専用道	－	40ha	○
	倉ヶ嶽町	倉ヶ嶽線	自動車道	林業専用道	－	30ha	
	四十万町	池の原線	自動車道	林業専用道	－	30ha	
	宮野町	宮野線	自動車道	林業専用道	－	43ha	
	岸川町	岸川線	自動車道	林業専用道	－	45ha	
	芝原町	横谷９号線	自動車道	林業専用道	－	12ha	○
	石黒町	横谷１０号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
	魚帰町	魚帰２号線	自動車道	林業専用道	－	3ha	○
	二俣町	二俣線	自動車道	林業専用道	－	20ha	
	横谷町	横谷１１号線	自動車道	林業専用道	－	7ha	
	魚帰町	魚帰３号線	自動車道	林業専用道	－	7ha	
	北袋町	北袋線	自動車道	林業専用道	－	20ha	
		16路線		計	13km		
白山市		中島線	自動車道	林道	－	59ha	
		吉岡二の谷線	自動車道	林道	－	7ha	
		広瀬大谷線	自動車道	林道	－	100ha	
		白木峠線	自動車道	林道	－	1,276ha	○
		三ツ池線	自動車道	林道	－	297ha	
		仏師ヶ野1号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
		沼の平線	自動車道	林業専用道	－	33ha	○
		長尾線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
		吉岡１号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
		下吉谷１号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	○
		百合谷１号線	自動車道	林業専用道	－	27ha	
		明谷線	自動車道	林業専用道	－	20ha	

2　林道の開設及び拡張に関する計画
開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

位置（市・地区）		路線名	種類	（区分）	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	林道	－	402ha	
	東原町	東原北方線	自動車道	林業専用道	－	22ha	
	山科町	山科線	自動車道	林業専用道	－	13ha	○
	四十万町	四十万線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
	大額町	神山線	自動車道	林業専用道	－	40ha	○
	倉ヶ嶽町	倉ヶ嶽線	自動車道	林業専用道	－	30ha	
	四十万町	池の原線	自動車道	林業専用道	－	30ha	
	宮野町	宮野線	自動車道	林業専用道	－	43ha	
	岸川町	岸川線	自動車道	林業専用道	－	45ha	○
	芝原町	横谷９号線	自動車道	林業専用道	－	12ha	○
	石黒町	横谷１０号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
	魚帰町	魚帰２号線	自動車道	林業専用道	－	3ha	○
	二俣町	二俣線	自動車道	林業専用道	－	20ha	
	横谷町	横谷１１号線	自動車道	林業専用道	－	7ha	
	魚帰町	魚帰３号線	自動車道	林業専用道	－	7ha	
	北袋町	北袋線	自動車道	林業専用道	－	20ha	
		16路線		計	13km		
白山市		中島線	自動車道	林道	－	59ha	
		吉岡二の谷線	自動車道	林道	－	7ha	
		広瀬大谷線	自動車道	林道	－	100ha	
		白木峠線	自動車道	林道	－	1,276ha	○
		三ツ池線	自動車道	林道	－	297ha	○
		仏師ヶ野1号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
		沼の平線	自動車道	林業専用道	－	33ha	○
		長尾線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
		吉岡１号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	
		下吉谷１号線	自動車道	林業専用道	－	10ha	○
		百合谷１号線	自動車道	林業専用道	－	27ha	
		明谷線	自動車道	林業専用道	－	20ha	

修正箇所赤字

		五十谷線	自動車道	林業専用道	―	30ha	○
		釜清水線	自動車道	林業専用道	―	70ha	
		別宮出線	自動車道	林業専用道	―	50ha	○
		五十谷2号線	自動車道	林業専用道	―	96ha	
		赤岩線	自動車道	林業専用道	―	87ha	○
		17路線		計	17km		
小松市	新保町	白木峠線	自動車道	林道	―	956ha	○
	湯上町	安谷線	自動車道	林道	―	1,748ha	○
	西俣町	滝ノ江線	自動車道	林業専用道	―	50ha	
	小山田町	小山田4号線	自動車道	林業専用道	―	15ha	
	西俣町	西俣しみん谷	自動車道	林業専用道	―	32ha	○
	西俣町	西俣青木谷線	自動車道	林業専用道	―	25ha	
	中海町	東又線	自動車道	林業専用道	―	38ha	
	原町	原1号線	自動車道	林業専用道	―	26ha	○
	原町	原2号線	自動車道	林業専用道	―	14ha	
	布橋町	布橋線	自動車道	林業専用道	―	2ha	○
	日用町	日用線	自動車道	林業専用道	―	13ha	○
	菩提町	菩提1号線	自動車道	林業専用道	―	6ha	
	滝ケ原町	東谷1号線	自動車道	林業専用道	―	23ha	○
	滝ケ原町	滝ケ原東谷2号線	自動車道	林業専用道	―	9ha	○
	大杉町	中向谷線	自動車道	林業専用道	―	29ha	
	大杉町	南又線	自動車道	林業専用道	―	60ha	○
	観音下町	観音下1号線	自動車道	林業専用道	―	14ha	
	観音下町	観音下2号線	自動車道	林業専用道	―	17ha	○
	滝ケ原町	二の谷線	自動車道	林業専用道	―	22ha	
	大杉町	大杉茗ヶ谷線	自動車道	林業専用道	―	93ha	
		20路線		計	16km		
加賀市	日谷町	日谷線	自動車道	林業専用道	―	32ha	
	山中温泉杉水町	船尾山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
^		2路線		計	3km		
能美市	和佐谷町	相巻谷線	自動車道	林業専用道	―	60ha	
	大口町	エンドウ線	自動車道	林業専用道	―	16ha	

		五十谷線	自動車道	林業専用道	―	30ha	○
		釜清水線	自動車道	林業専用道	―	70ha	○
		別宮出線	自動車道	林業専用道	―	50ha	○
		五十谷2号線	自動車道	林業専用道	―	96ha	○
		赤岩線	自動車道	林業専用道	―	87ha	○
		17路線		計	17km		
小松市	新保町	白木峠線	自動車道	林道	―	956ha	○
	湯上町	安谷線	自動車道	林道	―	1,748ha	○
	西俣町	滝ノ江線	自動車道	林業専用道	―	50ha	○
	小山田町	小山田4号線	自動車道	林業専用道	―	15ha	
	西俣町	西俣しみん谷	自動車道	林業専用道	―	32ha	○
	西俣町	西俣青木谷線	自動車道	林業専用道	―	25ha	
	中海町	東又線	自動車道	林業専用道	―	38ha	○
	原町	原1号線	自動車道	林業専用道	―	26ha	○
	原町	原2号線	自動車道	林業専用道	―	14ha	○
	布橋町	布橋線	自動車道	林業専用道	―	2ha	○
	日用町	日用線	自動車道	林業専用道	―	13ha	○
	菩提町	菩提1号線	自動車道	林業専用道	―	6ha	○
	滝ケ原町	東谷1号線	自動車道	林業専用道	―	23ha	○
	滝ケ原町	滝ケ原東谷2号線	自動車道	林業専用道	―	9ha	○
	大杉町	中向谷線	自動車道	林業専用道	―	29ha	○
	大杉町	南又線	自動車道	林業専用道	―	60ha	○
	観音下町	観音下1号線	自動車道	林業専用道	―	14ha	○
	観音下町	観音下2号線	自動車道	林業専用道	―	17ha	○
	滝ケ原町	二の谷線	自動車道	林業専用道	―	22ha	
	大杉町	大杉茗ヶ谷線	自動車道	林業専用道	―	93ha	
		20路線		計	16km		
加賀市	日谷町	日谷線	自動車道	林業専用道	―	32ha	
	山中温泉杉水町	船尾山線	自動車道	林業専用道	―	10ha	
^		2路線		計	3km		
能美市	和佐谷町	相巻谷線	自動車道	林業専用道	―	60ha	
	大口町	エンドウ線	自動車道	林業専用道	―	16ha	

修正箇所赤字

	2路線	計	2km		
計	57路線		51km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位　延長：km　面積：ha

位置（市・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	（舗装）	－	402ha	○
	二俣町	下出線	自動車道	（改良）	－	402ha	
	中戸町	笠松線	自動車道	（舗装）	－	63ha	
	娚杉町	娚杉線	自動車道	（舗装）	－	69ha	
	熊走町	犀鶴線	自動車道	（改良）	－	2,471ha	○
	大菱池町	菱池広谷線	自動車道	（改良）	－	285ha	
	堂町	風吹線	自動車道	（舗装）	－	451ha	
	下谷町	湯涌・犀川線	自動車道	（改良）	－	61ha	○
	横谷町	順尾山線	自動車道	（改良）	－	526ha	
	湯涌河内町	河内谷線	自動車道	（改良）	－	703ha	○
	湯涌河内町	巣ノ谷線	自動車道	（改良）	－	119ha	○
	田島町	田ノ島１号線	自動車道	（改良）	－	59ha	
	計	11路線		（改良）	27箇所		
				（舗装）	6km		
白山市		邪阿羅線	自動車道	（舗装）	－	55ha	
		上内線	自動車道	（舗装）	－	120ha	
		後山線	自動車道	（舗装）	－	73ha	
		下福岡線	自動車道	（改良）	－	72ha	
		下福岡線	自動車道	（舗装）	－	72ha	
		内尾谷線	自動車道	（改良）	－	1,086ha	
		笠山線	自動車道	（改良）	－	669ha	
		笠山線	自動車道	（舗装）	－	669ha	
		板尾谷線	自動車道	（舗装）	－	1,314ha	
		福岡線	自動車道	（改良）	－	101ha	
		下吉野線	自動車道	（改良）	－	195ha	
		下吉野線	自動車道	（舗装）	－	195ha	

	2路線	計	2km		
計	57路線		51km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位　延長：km　面積：ha

位置（市・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	（舗装）	－	402ha	○
	二俣町	下出線	自動車道	（改良）	－	402ha	○
	中戸町	笠松線	自動車道	（舗装）	－	63ha	
	娚杉町	娚杉線	自動車道	（舗装）	－	69ha	
	熊走町	犀鶴線	自動車道	（改良）	－	2,471ha	○
	大菱池町	菱池広谷線	自動車道	（改良）	－	285ha	○
	堂町	風吹線	自動車道	（舗装）	－	451ha	
	下谷町	湯涌・犀川線	自動車道	（改良）	－	61ha	○
	横谷町	順尾山線	自動車道	（改良）	－	526ha	○
	湯涌河内町	河内谷線	自動車道	（改良）	－	703ha	○
	湯涌河内町	巣ノ谷線	自動車道	（改良）	－	119ha	○
	田島町	田ノ島１号線	自動車道	（改良）	－	59ha	○
	計	11路線		（改良）	27箇所		
				（舗装）	6km		
白山市		邪阿羅線	自動車道	（舗装）	－	55ha	
		上内線	自動車道	（舗装）	－	120ha	
		後山線	自動車道	（舗装）	－	73ha	
		下福岡線	自動車道	（改良）	－	72ha	
		下福岡線	自動車道	（舗装）	－	72ha	
		内尾谷線	自動車道	（改良）	－	1,086ha	○
		笠山線	自動車道	（改良）	－	669ha	○
		笠山線	自動車道	（舗装）	－	669ha	
		板尾谷線	自動車道	（舗装）	－	1,314ha	
		福岡線	自動車道	（改良）	－	101ha	
		下吉野線	自動車道	（改良）	－	195ha	
		下吉野線	自動車道	（舗装）	－	195ha	

修正箇所赤字

	上吉野線	自動車道	（改良）	－	448ha	
	上吉野線	自動車道	（舗装）	－	448ha	
	高倉山線	自動車道	（改良）	－	898ha	
	高倉山線	自動車道	（舗装）	－	898ha	
	瀬波谷線	自動車道	（改良）	－	1,909ha	○
	瀬波谷線	自動車道	（舗装）	－	1,909ha	
	白山線	自動車道	（改良）	－	8,271ha	○
	倉谷線	自動車道	（舗装）	－	523ha	
	市原線	自動車道	（舗装）	－	30ha	
	鷲走岳線	自動車道	（改良）	－	1,295ha	
	鷲走岳線	自動車道	（舗装）	－	1,295ha	○
	大日線	自動車道	（改良）	－	635ha	
	大日線	自動車道	（舗装）	－	635ha	
	鷲走線	自動車道	（改良）	－	959ha	
	鷲走線	自動車道	（舗装）	－	959ha	
	大山線	自動車道	（改良）	－	407ha	
	大山線	自動車道	（舗装）	－	407ha	
	城山線	自動車道	（改良）	－	68ha	
	矢谷線	自動車道	（改良）	－	160ha	
	女原２号線	自動車道	（改良）	－	375ha	
	女原２号線	自動車道	（舗装）	－	375ha	
	野平線	自動車道	（改良）	－	311ha	
	白尾１号線	自動車道	（改良）	－	2,766ha	○
	白尾１号線	自動車道	（舗装）	－	2,766ha	
	東二口線	自動車道	（改良）	－	114ha	
	下田原線	自動車道	（改良）	－	2,307ha	○
	下田原線	自動車道	（舗装）	－	2,307ha	
	東荒谷線	自動車道	（改良）	－	224ha	
	東荒谷線	自動車道	（舗装）	－	224ha	
	明谷線	自動車道	（改良）	－	854ha	○
	明谷線	自動車道	（舗装）	－	854ha	○
	太田谷線	自動車道	（舗装）	－	401ha	
	太田谷線	自動車道	（改良）	－	401ha	
	大杉谷線	自動車道	（改良）	－	994ha	
	大杉谷線	自動車道	（舗装）	－	994ha	
	大嵐線	自動車道	（改良）	－	47ha	

	上吉野線	自動車道	（改良）	－	448ha	
	上吉野線	自動車道	（舗装）	－	448ha	
	高倉山線	自動車道	（改良）	－	898ha	○
	瀬波谷線	自動車道	（改良）	－	1,909ha	○
	瀬波谷線	自動車道	（舗装）	－	1,909ha	○
	白山線	自動車道	（改良）	－	8,271ha	○
	倉谷線	自動車道	（舗装）	－	523ha	
	市原線	自動車道	（舗装）	－	30ha	
	鷲走岳線	自動車道	（改良）	－	1,295ha	○
	鷲走岳線	自動車道	（舗装）	－	1,295ha	○
	大日線	自動車道	（改良）	－	635ha	
	大日線	自動車道	（舗装）	－	635ha	
	鷲走線	自動車道	（改良）	－	959ha	
	鷲走線	自動車道	（舗装）	－	959ha	
	大山線	自動車道	（改良）	－	407ha	○
	大山線	自動車道	（舗装）	－	407ha	○
	城山線	自動車道	（改良）	－	68ha	
	矢谷線	自動車道	（改良）	－	160ha	
	女原２号線	自動車道	（改良）	－	375ha	
	女原２号線	自動車道	（舗装）	－	375ha	
	野平線	自動車道	（改良）	－	311ha	
	白尾１号線	自動車道	（改良）	－	2,766ha	○
	白尾１号線	自動車道	（舗装）	－	2,766ha	
	東二口線	自動車道	（改良）	－	114ha	
	下田原線	自動車道	（改良）	－	2,307ha	○
	下田原線	自動車道	（舗装）	－	2,307ha	
	東荒谷線	自動車道	（改良）	－	224ha	
	東荒谷線	自動車道	（舗装）	－	224ha	
	明谷線	自動車道	（改良）	－	854ha	○
	明谷線	自動車道	（舗装）	－	854ha	○
	太田谷線	自動車道	（舗装）	－	401ha	
	太田谷線	自動車道	（改良）	－	401ha	○
	大杉谷線	自動車道	（改良）	－	994ha	
	大杉谷線	自動車道	（舗装）	－	994ha	
	大嵐線	自動車道	（改良）	－	47ha	
	大嵐線	自動車道	（舗装）	－	47ha	

修正箇所赤字

		大嵐線	自動車道	（舗装）	―	47ha	
		白尾２号線	自動車道	（改良）	―	2,766ha	
		白尾２号線	自動車道	（舗装）	―	2,766ha	
		赤谷線	自動車道	（改良）	―	958ha	○
		赤谷線	自動車道	（舗装）	―	958ha	○
		小赤谷線	自動車道	（改良）	―	278ha	
		雄谷線	自動車道	（改良）	―	317ha	○
		犀鶴線	自動車道	（改良）	―	656ha	○
		白木峠線	自動車道	（改良）	―	1,276ha	○
		青白線	自動車道	（改良）	―	111ha	
	計	38路線		（改良）	309箇所		
				（舗装）	59km		
小松市	丸山町	大山線	自動車	（改良）	―	2,081ha	
	大杉町	鈴ヶ岳線	自動車	（改良）	―	996ha	
	西俣町地内	動又線	自動車	（改良）	―	866ha	○
	西俣町地内	西俣線	自動車	（改良）	―	182ha	
	大野町	大野大谷線	自動車	（舗装）	―	112ha	
	赤瀬町ほか	安谷線	自動車	（改良）	―	1,748ha	○
	打木町ほか	打木西俣線	自動車	（改良）	―	53ha	
	遊泉寺町	遊泉寺鉱山線	自動車	（舗装）	―	121ha	
	新保町ほか	白木峠線	自動車	（改良）	―	956ha	○
	大杉町	下戸谷線	自動車	（改良）	―	120ha	
	大杉町	鍋床線	自動車	（改良）	―	153ha	○
	大杉町	三ノ又線	自動車	（改良）	―	170ha	
	大杉町	北谷線	自動車	（改良）	―	224ha	○
	沢町	沢原線	自動車	（改良）	―	586ha	○
	計	14路線		（改良）	45箇所		
				（舗装）	2km		
加賀市	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車	（舗装）	―	111ha	
	河南町	河南線	自動車	（改良）	―	141ha	
	直下町	東又線	自動車	（改良）	―	46ha	
	直下町	本谷線	自動車	（改良）	―	503ha	○
	熊坂町	高地線	自動車	（改良）	―	294ha	
	塔尾町	塔尾大谷線	自動車	（舗装）	―	234ha	

		白尾２号線	自動車道	（改良）	―	2,766ha	
		白尾２号線	自動車道	（舗装）	―	2,766ha	
		赤谷線	自動車道	（改良）	―	958ha	○
		赤谷線	自動車道	（舗装）	―	958ha	○
		小赤谷線	自動車道	（改良）	―	278ha	
		雄谷線	自動車道	（改良）	―	317ha	○
		犀鶴線	自動車道	（改良）	―	656ha	○
		白木峠線	自動車道	（改良）	―	1,276ha	○
		青白線	自動車道	（改良）	―	111ha	○
	計	38路線		（改良）	309箇所		
				（舗装）	59km		
小松市	丸山町	大山線	自動車	（改良）	―	2,081ha	○
	大杉町	鈴ヶ岳線	自動車	（改良）	―	996ha	○
	西俣町地内	動又線	自動車	（改良）	―	866ha	○
	西俣町地内	西俣線	自動車	（改良）	―	182ha	○
	大野町	大野大谷線	自動車	（舗装）	―	112ha	
	赤瀬町ほか	安谷線	自動車	（改良）	―	1,748ha	○
	打木町ほか	打木西俣線	自動車	（改良）	―	53ha	○
	遊泉寺町	遊泉寺鉱山線	自動車	（舗装）	―	121ha	
	新保町ほか	白木峠線	自動車	（改良）	―	956ha	○
	大杉町	下戸谷線	自動車	（改良）	―	120ha	○
	大杉町	鍋床線	自動車	（改良）	―	153ha	○
	大杉町	三ノ又線	自動車	（改良）	―	170ha	○
	大杉町	北谷線	自動車	（改良）	―	224ha	○
	沢町	沢原線	自動車	（改良）	―	586ha	○
	計	14路線		（改良）	45箇所		
				（舗装）	2km		
加賀市	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車	（舗装）	―	111ha	
	河南町	河南線	自動車	（改良）	―	141ha	
	直下町	東又線	自動車	（改良）	―	46ha	
	直下町	本谷線	自動車	（改良）	―	503ha	○
	熊坂町	高地線	自動車	（改良）	―	294ha	
	塔尾町	塔尾大谷線	自動車	（舗装）	―	234ha	
	山中温泉栢野町	市野々刈安線	自動車	（改良）	―	740ha	○

修正箇所赤字

	山中温泉栢野町	市野々刈安線	自動車	（改良）	－	740ha	
	山中温泉今立町ほか	立杉線	自動車	（改良）	－	763ha	○
	山中温泉大土町	大土線	自動車	（改良）	－	316ha	
	山中温泉真砂町	河内南谷線	自動車	（改良）	－	731ha	
	山中温泉生水町ほか	坂の下峠線	自動車	（改良）	－	1,106ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	（改良）	－	1,748ha	○
	山中温泉今立町	八郎線	自動車	（改良）	－	112ha	
	山中温泉九谷町	千束谷線	自動車	（改良）	－	923ha	
	山中温泉大内町	北谷線	自動車	（改良）	－	133ha	
	計	15路線		（改良）	104 箇所		
				（舗装）	7km		
能美市	和佐谷町ほか	鍋谷和佐谷線	自動車	（改良）	－	556ha	○
能美市	金剛寺町ほか	金剛寺鍋谷線	自動車	（改良）	－	57ha	
能美市	鍋谷町	小鹿谷線	自動車	（改良）	－	55ha	
能美市	計	3路線		（改良）	8箇所		
能美市				（舗装）	0km		
計		81路線		（改良）	493箇所		
計				（舗装）	74km		

（附）参考資料

1　森林計画区の概況

（1）市町別土地面積及び森林面積

本計画区は、石川県南部に位置し、区域面積は201,299ha（県土面積の48%）で金沢市をはじめ７市が含まれる。南は福井県に、北は能登森林計画区の内灘町・津幡町に隣接し、東には白山連峰を有する。

	山中温泉今立町ほか	立杉線	自動車	（改良）	－	763ha	○
	山中温泉大土町	大土線	自動車	（改良）	－	316ha	
	山中温泉真砂町	河内南谷線	自動車	（改良）	－	731ha	
	山中温泉生水町ほか	坂の下峠線	自動車	（改良）	－	1,106ha	○
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	（改良）	－	1,748ha	○
	山中温泉今立町	八郎線	自動車	（改良）	－	112ha	
	山中温泉九谷町	千束谷線	自動車	（改良）	－	923ha	
	山中温泉大内町	北谷線	自動車	（改良）	－	133ha	
	計	15路線		（改良）	104 箇所		
				（舗装）	7km		
能美市	和佐谷町ほか	鍋谷和佐谷線	自動車	（改良）	－	556ha	○
能美市	金剛寺町ほか	金剛寺鍋谷線	自動車	（改良）	－	57ha	
能美市	鍋谷町	小鹿谷線	自動車	（改良）	－	55ha	
能美市	計	3路線		（改良）	8箇所		
能美市				（舗装）	0km		
計		81路線		（改良）	493箇所		
計				（舗装）	74km		

（附）参考資料

1　森林計画区の概況

（1）市町別土地面積及び森林面積

本計画区は、石川県南部に位置し、区域面積は201,283ha（県土面積の48%）で金沢市をはじめ７市が含まれる。南は福井県に、北は能登森林計画区の内灘町・津幡町に隣接し、東には白山連峰を有する。

修正箇所赤字

本計画区の森林面積は142,142haで、うち民有林面積は107,915haと76%を占めている。国有林は本計画区東部の白山を中心に分布しており、原生的な森林がその多くを占めている。

単位 面積：ｈａ

区　分	森林面積			区域面積[4]
	総数[1]	国有林[2]	民有林[3]	
総　計	142,142	34,227	107,915	201,299
金沢市	28,089	6,469	21,620	46,881
小松市	25,895	4,509	21,386	37,105
加賀市	21,160	1,387	19,773	30,587
白山市	63,445	21,862	41,583	75,492
能美市	3,553	0	3,553	8,414
川北町	－	－	－	1,464
野々市市	－	－	－	1,356

（2）地　況

ア　気候

日本海型の気候区に属しているが、気温が低く多雨豪雪の加賀山岳地帯と、温和な気候の加賀平野に区分される。

年間降水量は2,000～3,000mmにおよぶ多雨多雪地帯であり、特に、加賀山間部は積雪が3～4mに達する全国有数の豪雪地帯である。

単位 年間降水量：mm、最高積雪量：cm

観測地[5]	年	気温（℃）			年間降水量	最高積雪量	最多風向
		最高	最低	年平均			
金沢	令和３	36.2	-2.0	15.7	2,690	65	東北東
	4	38.5	-1.9	15.7	2223	37	東北東
	5	38.3	-5.1	16.6	2333	36	東北東
	6	36.5	-1.1	16.5	2780	39	東北東
	7	36.4	-1.7	16.3	2765	42	東

（3）土地利用の現況

本計画区域内の森林面積は142,164ha（総面積に対する割合71%）で、農地は

本計画区の森林面積は142,192haで、うち民有林面積は107,939haと76%を占めている。国有林は本計画区東部の白山を中心に分布しており、原生的な森林がその多くを占めている。

単位 面積：ｈａ

区　分	森林面積			区域面積[4]
	総数[1]	国有林[2]	民有林[3]	
総　計	142,192	34,253	107,939	201,283
金沢市	28,108	6,469	21,639	46,864
小松市	25,943	4,509	21,434	37,105
加賀市	21,181	1,387	19,794	30,587
白山市	63,406	21,887	41,520	75,493
能美市	3,553	0	3,553	8,414
川北町	－	－	－	1,464
野々市市	－	－	－	1,356

（2）地　況

ア　気候

日本海型の気候区に属しているが、気温が低く多雨豪雪の加賀山岳地帯と、温和な気候の加賀平野に区分される。

年間降水量は2,000～3,000mmにおよぶ多雨多雪地帯であり、特に、加賀山間部は積雪が3～4mに達する全国有数の豪雪地帯である。

単位 年間降水量：mm、最高積雪量：cm

観測地[5]	年	気温（℃）			年間降水量	最高積雪量	最多風向
		最高	最低	年平均			
金沢	平成28	37.0	-4.0	15.7	2,391	24	東北東
	29	36.1	-2.3	15.0	2,703	15	東北東
	30	36.9	-4.3	15.5	2,766	87	東北東
	令和元	37.7	-1.5	15.8	2,010	7	東北東
	2	37.3	-3.7	15.9	2,536	3	東北東

（3）土地利用の現況

本計画区域内の森林面積は142,192ha（総面積に対する割合71%）で、農地

修正箇所赤字

20,236ha（10%）でうち水田は 17,275ha、宅地面積は 12,756ha である。

区　分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			計	農業	林業	水産業			
総　計	841,186	460,696	7,713	7,363	344	226	125,667	322,454	20,996
金沢市	455,759	244,481	2,982	2,791	148	109	51,375	190,058	8,199
小松市	104,031	59,815	1,088	1,037	51	15	22,133	34,590	1,989
加賀市	59,587	35,521	1,172	1,097	51	75	12,516	20,130	1,703
白山市	109,314	59,372	1,546	1,525	60	21	19,604	38,222	2,032
能美市	48,226	26,290	453	449	20	4	10,544	15,293	845
川北町	6,005	3,277	141	135	6	0	1,172	1,876	88
野々市市	58,264	31,940	331	329	8	2	8,323	22,285	1,001

単位　面積：ｈａ

区　分	総面積	森　林	農　地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち住宅
総　計	201,299	142,164	20,236	17,275	2,961	49,531	12,756
金沢市	46,881	28,108	4,110	2,933	1,177	16,071	5,016
小松市	37,105	25,895	4,727	3,796	931	7,446	2,139
加賀市	30,587	21,160	3,838	3,257	581	6,005	1,551
白山市	75,492	63,446	4,790	4,587	203	15,180	2,110
能美市	8,414	3,555	1,760	1,694	66	3,033	1,147
川北町	1,464	0	760	757	3	699	182
野々市市	1,356	0	251	251	0	1,097	611

（4）産業別就業者数

本計画区の総人口は令和７年現在 841,186 人である。就業人口は 460,696 人である。就業状況は第一次産業 7,713 人（就業人口の 2%）、第二次産業が 125,667 人（27%）、第三次産業が 322,454 人（70%）となっており農林業の占める割合は能登森林計画区より低い。

は 20,531ha（10%）でうち水田は 17,500ha、宅地面積は 12,546ha であ

区　分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			計	農業	林業	水産業			
総　計	855,169	428,465	7,947	7,399	326	222	115,699	283,726	21,093
金沢市	462,701	226,800	2,982	2,767	130	85	46,465	161,077	16,276
小松市	106,537	54,647	1,146	1,079	51	16	20,224	31,617	1,660
加賀市	63,979	34,057	1,206	1,065	55	86	12,101	20,223	527
白山市	110,330	57,053	1,643	1,564	51	28	18,243	36,160	1,007
能美市	49,249	25,400	485	460	21	4	10,152	14,284	479
川北町	6,243	3,316	196	191	5	0	1,162	1,954	4
野々市市	56,130	27,192	289	273	13	3	7,352	18,411	1,140

る。

単位　面積：ｈａ

区　分	総面積	森　林	農　地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち住宅
総　計	201,283	142,192	20,531	17,500	3,031	38,560	12,546
金沢市	46,864	28,108	4,221	3,017	1,204	14,535	4,942
小松市	37,105	25,943	4,755	3,796	959	6,4087	2,101
加賀市	30,587	21,181	3,863	3,276	587	5,543	1,535
白山市	75,493	63,406	4,865	4,656	209	7,222	2,074
能美市	8,414	3,553	1,797	1,728	69	3,064	1,129
川北町	1,464	0	768	765	3	696	167
野々市市	1,356	0	262	262	0	1,094	598

（4）産業別就業者数

本計画区の総人口は令和２年現在 855,169 人である。就業人口は 428,465 人である。就業状況は第一次産業 7,947 人（就業人口の 2%）、第二次産業が 115,699 人（27%）、第三次産業が 283,726 人（66%）となっており農林業の占める割合は能登森林計画区より低い。

修正箇所赤字

2 森林の現況

（1） 齢級別森林資源表

民有林における人工林は 27,251ha で人工林率は 27%と県平均 40%に比べ低い。主な人工林樹種はスギであり、人工林面積全体の 86%を占める。
人工林の齢級構成は 10 齢級以上が 21,385ha と 8 割近くを占め、本格的な利用期を迎えている。
一方、天然林は 74,566ha でブナ、ミズナラ、コナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位　面積：ha、材積・成長量：千m3、竹林：千束

区　分		総　数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総　数		107,907	20,913	358	72	0	0	131	1411	1	216	4801	2	152	7	1
立木地	総　数	101,927	20,550	358	72	0	0	131	1,411	1	216	4,801	2	152	7	1
	人工林　総数	27,501	11,349	220	52	0	0	61	718	0	40	835	0	37	3	0
	天然林　総数	74,426	9,202	138				70	693	6	176	3966	2	115	4	1
	利活用	322	13,533	2				27	305	0	170	3840	2	65	3	0
	利活用以外	74,104	9,188	136	20	0	0	43	388	0	6	126	0	51	1	1
竹　林			843	363												
無立木地			5,137													

2 森林の現況

（2） 齢級別森林資源表

民有林における人工林は 27,251ha で人工林率は 27%と県平均 40%に比べ低い。主な人工林樹種はスギであり、人工林面積全体の 86%を占める。
人工林の齢級構成は 10 齢級以上が 21,385ha と 8 割近くを占め、本格的な利用期を迎えている。
一方、天然林は 74,566ha でブナ、ミズナラ、コナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位　面積：ha、材積・成長量：千m3、竹林：千束

区　分			総　数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総　数		107,929	19,937	296	82	0	0	204	1	2	184	4	1	183	10	1
	総数	総　数	102,093	19,937	296	82	0	0	204	1	2	184	4	1	183	10	1
		針葉樹	29,084	11,289	199	15	0	0	28	0	0	19	1	0	159	9	1
		広葉樹	73,009	8,648	97	67	0	0	176	1	1	164	3	1	24	1	0
	人工林	総　数	27,511	10,784	196	41	0	0	47	0	0	24	1	0	182	10	1
		針葉樹	26,851	10,714	194	14	0	0	28	0	0	19	1	0	159	9	1
		広葉樹	660	70	3	14	0	0	19	0	0	4	0	0	23	1	0
	天然林	総　数	74,582	9,153	100	27	0	0	157	1	1	160	3	1	1	0	0
		針葉樹	2,233	575	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		広葉樹	72,349	8,578	95	41	0	0	157	1	1	160	3	1	1	0	0

修正箇所赤字

区分			5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			220	19	2	593	81	6	1,015	200	10	1,321	348	13	1,451	453	13
立木地	総数		220	19	2	593	81	6	1,015	200	10	1,321	348	13	1,451	453	13
	人工林 総数		211	18	2	588	80	0	1,010	200	10	1,292	345	13	1,369	445	13
	天然林 総数		9	0	0	6	0	0	5	0	0	30	3	0	82	9	0
		利活用	3	0	6	4	0	0	0	0	0	11	1	0	1	0	0
		利活用以外	6	0	63	1	0	0	5	0	0	19	2	0	81	8	0
竹林																	
無立木地																	

区分			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			1,683	591	14	2,911	1,107	19	4,469	1,604	27	7,541	2,090	34	11,652	2,624	41
立木地	総数		1,683	591	14	2,911	1,107	19	4,469	1,604	27	7,541	2,090	34	11,652	2,624	41
	人工林 総数		1,587	581	13	2,546	1,066	19	3,649	1,514	25	3,810	1,658	26	3,358	1,642	25
	天然林 総数		97	10		366	41	1	820	90	2	3,731	432	8	8,293	983	16
		利活用	4			0		0	2		0	2		0	6	1	0
		利活用以外	93	9		366	41	1	818	89	2	3,729	432	8	8,288	982	16
竹林																	
無立木地																	

竹林	842	
無立木地	4,994	

区分			5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数		450	39	4	989	138	10	1,235	253	12	1,453	382	14	1,640	512	15
	総数	総数	450	39	4	989	138	10	1,235	253	12	1,453	382	14	1,640	512	15
		針葉樹	407	37	4	970	137	9	1,207	251	12	1,351	373	14	1,557	505	15
		広葉樹	42	2	0	20	1	0	28	2	0	102	9	0	83	8	0
	人工林	総数	436	38	4	989	138	10	1,215	252	12	1,357	373	14	1,575	506	15
		針葉樹	407	37	4	970	137	9	1,207	251	12	1,351	373	14	1,575	505	15
		広葉樹	29	1	0	19	1	0	8	1	0	5	0	0	18	2	0
	天然林	総数	14	1	0	0	0	0	20	2	0	96	9	0	65	6	0
		針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		広葉樹	14	1	0	0	0	0	20	2	0	96	9	0	65	6	0
竹林																	
無立木地																	

区分			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数		2,513	882	20	4,337	1,501	29	7,173	1,957	37	8,997	2,086	36	19,242	3,257	56
	総数	総数	882	20	4,337	1,501	29	7,173	1,957	37	8,997	2,086	36	19,242	3,257	56	
		針葉樹	854	19	3,686	1,435	28	3,978	1,619	29	3,132	1,423	25	2,876	1,382	23	
		広葉樹	28	1	650	66	2	3,194	338	8	5,865	663	11	16,366	1,875	34	
	人工林	総数	855	19	3,661	1,430	28	3,884	1,595	28	3,054	1,397	24	2,832	1,353	22	
		針葉樹	854	19	3,657	1,429	28	3,856	1,592	28	2,986	1,388	24	2,680	1,334	21	
		広葉樹	0	0	4	0	0	28	3	0	69	8	0	152	19	1	
	天然林	総数	28	1	676	72	2	3,289	362	8	5,943	689	12	16,410	1,904	34	
		針葉樹	0	0	29	6	0	123	27	1	146	35	1	197	48	1	
		広葉樹	27	1	647	66	2	3,166	335	7	5,796	655	11	16,214	1,856	33	
竹林																	

修正箇所赤字

区分			15齢級			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			17,439	2,845	48	9,831	1,452	25	7,944	1,305	21	6,643	1,080	16	6,945	1,092	15
立木地	総数		17,439	2,845	48	9,831	1,452	25	7,944	1,305	21	6,643	1,080	16	6,945	1,092	15
	人工林	総数	2,142	1,037	17	722	352	6	898	443	7	730	352	7	587	300	6
	天然林	総数	15,297	1,807	31	9,109	1,100	18	7,046	862	13	5,913	728	10	6,359	793	9
		利活用	6	1	0	2		0	2		5	11	1	0	1		0
		利活用以外	15,291	1,807	31	9,106	1,100	18	7,045	862	13	5,903	727	10	6,357	792	9
竹林																	
無立木地																	

区分			20齢級以上		
			面積	材積	成長量
総数			2,610	3,647	49
立木地	総数		2,610	3,647	49
	人工林	総数	2,610	1,311	23
	天然林	総数		2,336	26
		利活用	6	1	0
		利活用以外	16,861	2,336	26
竹林					
無立木地					

無立木地																	

区分			15齢級			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数		10,739	1,560	27	8,431	1,370	5	6,680	1,096	4	6,949	1,102	5	7,119	1,252	6
	総数	総数	10,739	1,560	27	8,431	1,370	5	6,680	1,096	4	6,949	1,102	5	7,119	1,252	6
		針葉樹	891	409	7	952	471	2	803	386	2	744	349	2	999	470	2
		広葉樹	9,848	1,151	20	7,479	899	3	5,877	710	3	6,205	753	3	6,120	783	3
	人工林	総数	785	373	7	904	449	2	716	358	2	639	319	1	794	413	2
		針葉樹	718	365	6	832	440	2	683	354	2	622	316	1	769	410	2
		広葉樹	68	8	1	71	9	0	33	4	0	17	2	0	25	3	0
	天然林	総数	9,954	1,187	21	7,527	921	3	5,964	738	3	6,310	783	3	6,325	839	4
		針葉樹	173	44	1	119	31	0	120	31	0	122	32	0	230	60	0
		広葉樹	9,781	1,142	20	7,408	890	3	5,844	706	3	6,188	751	3	6,095	779	3
竹林																	
無立木地																	

区分			20齢級以上		
			面積	材積	成長量
立木地	総数		13,493	2,533	12
	総数	総数	13,493	2,533	12
		針葉樹	3,056	1,178	5
		広葉樹	10,438	1,354	6
	人工林	総数	2,119	923	4
		針葉樹	2,083	919	4
		広葉樹	35	4	0
	天然林	総数	11,375	1,610	7
		針葉樹	972	259	1
		広葉樹	10,402	1,350	6
竹林					
無立木地					

修正箇所赤字

（2）所有形態別森林資源表

「石川県森林・林業要覧」（石川県農林水産部）参照のこと。

（3）法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は 46,489ha で保安林や自然公園等である。

単位　面積：ｈａ、材積・成長量：千m^3、立竹：千束

区分			総数			制限林			普通林		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			107,907	20,913	358	46,489	8,295	103	61,418	12,618	255
立木地	総数		101,927	20,550	358	42,835	8,180	103	59,092	2,370	255
	人工林	総数	27,501	11,349	220	9,797	4,041	64	17,704	7,308	155
	天然林	総数	74,426	9,203	138	33,038	4,139	39	41,388	5,063	99
		利活用	321	14	2	59	5		263	9	2
		利活用以外	74,105	9,189	136	32,979	4,134	39	41,125	5,054	97
竹林			843	（ 363 ）	-	266	（ 114 ）	-	577	（ 248 ）	-
無立木地	総数		5,137	-	-	3,388	-	-	1,748	-	-
	伐採跡地		284	-	-	106		-	178		-
	未立木地		4,853	-	-	3,282	-	-	1,570	-	-

（2）所有形態別森林資源表

「石川県森林・林業要覧」（石川県農林水産部）参照のこと。

（3）法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は 46,489ha で保安林や自然公園等である。

単位　面積：ｈａ、材積・成長量：千m^3、立竹：千束

区分				総数			制限林			普通林		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				107,929	20,299	296	45,919	7,976	90	62,011	12,323	206
総数			針葉樹	29,084	11,289	199	11,692	3,896	61	17,392	7,393	138
			広葉樹	73,009	8,648	97	72,307	3,967	29	702	4,682	68
立木地	人工林	総数	針葉樹	26,851	10,714	194	9,459	3,773	60	17,392	6,941	134
			広葉樹	660	70	3	222	21	1	438	49	2
		育成単層林	針葉樹	26,791	10,694	193	9,439	3,768	60	17,352	6,927	133
			広葉樹	654	70	3	217	21	1	438	49	2
		育成複層林	針葉樹	60	20	1	21	5	0	40	15	0
			広葉樹	6	0	0	6	0	0	0	0	0
	天然林	総数	針葉樹	2,233	575	5	2,233	123	1	0	452	4
			広葉樹	72,349	8,578	95	72,085	3,946	29	264	4,633	66
			針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-

修正箇所赤字

	育成単層林	広葉樹	272	4	2	25	0	0	247	4	2
	育成複層林	針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	-
		広葉樹	49	6	0	32	4	0	17	2	0
	天然生林	針葉樹	2,232	575	5	446	123	1	1,787	452	4
		広葉樹	72,028	8,568	92	32,127	3,941	29	39,901	4,627	64
竹林			842	(362)	-	264	(113)	-	579	(249)	-
無立木地	総数		4,994	-	-	3,453	-	-	1,541	-	-
	伐採跡地		206	-	-	85	-	-	122	-	-
	未立木地		4,787	-	-	3,369	-	-	1,419	-	-

（4）市町別森林資源表

市町		総数	立木地					竹林	無立木地		
			総数	人工林	天然林				総数	伐採跡地	未立木地
				総数	総数	利活用	利活用以外				
計画区計	面積	107,907	101,927	27,501	74,426	322	74,104	843	5,137	284	4,853
	材積	20,913	20,550	11,349	9,202	14	9,188	363	-	-	-
金沢市	面積	21,610	19,891	5,406	14,485	172	14,313	658	1,061	56	1,006
	材積	4,431	4,148	2,186	1,962	8	1,954	283	-	-	-
	面積	21,386	20,715	6,284	14,431	69	14,361	58	613	57	556

（4）市町別森林資源表

市町		総数	立木地												
			総数			人工林									
						総数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
計画区計	面積	107,929	102,094	29,084	73,010	27,511	26,851	660	27,445	26,791	654	66	60	6
	材積	20,299	19,937	11,289	8,648	10,784	10,714	70	10,764	10,694	70	20	20	0
金沢市	面積	21,629	19,943	5,187	14,757	5,395	4,971	424	5,378	4,954	424	17	16	0
	材積	4,253	3,970	2,027	1,942	2,010	1,959	50	2,004	1,954	50	6	6	0

修正箇所赤字

小松市	材積	3,648	3,623	2,075	1,548	2	1,546	25	-	-	-
加賀市	面積	19,773	19,321	6,858	12,463	32	12,431	69	383	34	348
	材積	3,693	3,663	2,345	1,318	1	1,317	30	-	-	-
白山市	面積	41,583	38,543	7,766	30,777	35	30,742	50	2,990	125	2,865
	材積	8,434	8,412	4,309	4,103	3	4,100	21	-	-	-
能美市	面積	3,555	3,457	1,186	2,271	14	2,257	8	90	12	78
	材積	708	704	433	271	0	271	4	-	-	-

（5）樹種別材積表

単位 材積千m3

加賀計画区	市 町	人工林							天然林		
		スギ	ヒノキ	マツ	ｶﾗﾏﾂ	アテ	その他針	広葉樹	マツ	その他針	広葉樹
	金沢市	1,948	32	121	2	32	1	14	67	0	1,893
	小松市	1,888	112	68	0	3	1	2	232	1	1,314
	加賀市	2,029	78	210	12	6	1	2	161	0	1,149
	白山市	4,249	15	25	5	6	0	4	16	6	3,867
	能美市	385	12	34	0	1	0	0	83	0	188
	計画区計	10,499	248	459	20	48	2	22	560	7	8,411

小松市	面積	21,434	20,800	7,207	13,592	6,309	6,266	43	6,299	6,257	42	10	9	1
	材積	3,508	3,483	2,177	1,306	1,946	1,943	3	1,942	1,939	3	4	4	0
加賀市	面積	19,794	19,358	7,379	11,978	6,837	6,737	101	6,816	6,715	101	22	22	0
	材積	3,560	3,530	2,371	1159	2,068	2,059	9	2,212	2,203	9	7	7	0
白山市	面積	41,520	38,529	7,792	30,737	7,785	7,694	91	7,768	7,681	86	17	13	5
	材積	8,287	8,265	4,210	4,055	4,189	4,181	8	4,186	4,178	8	3	3	0
能美市	面積	3,553	3,465	1,519	1,946	1,185	1,184	1	1,184	1,183	1	1	1	-
	材積	693	689	503	185	421	421	0	421	421	0	0	0	0

（5）樹種別材積表

単位 材積千m3

加賀計画区	市 町	人工林							天然林		
		スギ	ヒノキ	マツ	ｶﾗﾏﾂ	アテ	その他針	広葉樹	マツ	その他針	広葉樹
	金沢市	1,785	30	111	1	30	1	50	68	0	1,892
	小松市	1,789	88	62	0	2	1	3	233	1	1,303
	加賀市	1,922	68	202	12	5	1	9	161	0	1,150
	白山市	4,133	14	23	5	6	0	8	16	13	4,048
	能美市	376	10	33	0	1	0	0	83	0	185
	計画区計	10,006	210	432	19	45	3	70	561	14	8,578

修正箇所赤字

（6） 森林の被害

単位：ｈａ・m3

種　類	山　火　事（ha）			水　　害（ha）			雪　　害（ha）			虫　　害[8]（m3）		
年　次	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総　計		0.08	2.4						0.83	1446	1920	1649
金沢市		0.08								711	605	679
小松市										148	426	406
加賀市			2.4							417	397	191
白山市									0.83	129	326	184
能美市										41	166	189

3　林業の動向

（1）保有山林規模別林家数

1ha 以上の山林を保有する林家は 3,207 戸であり、所有規模別にみると，5ha 未満の林家が 2,251 戸（70%）で、その零細性がうかがわれる。

単位　戸数：戸

区　分	総　数	1ha～3ha	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha～50ha	50ha～100ha	100ha 以上
総　計	2,764	1,440	498	421	348	30	27
金沢市	891	530	171	100	89	5	6
小松市	596	322	95	90	80	6	2

（6） 森林の被害

単位：ｈａ・m3

種　類	山　火　事（ha）			水　　害（ha）			雪　　害（ha）			虫　　害[8]（m3）		
年　次	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2
総　計	0.00	0.02		1.20			0.56			1,018	827	1,022
金沢市	0.00			1.20						303	402	597
小松市							0.20			27	41	45
加賀市		0.02					0.36			591	302	220
白山市										35	26	44
能美市										62	56	116

3　林業の動向

（1）保有山林規模別林家数

1ha 以上の山林を保有する林家は 3,207 戸であり、所有規模別にみると，5ha 未満の林家が 2,251 戸（70%）で、その零細性がうかがわれる。

単位　戸数：戸

区　分	総　数	1ha～3ha	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha～50ha	50ha～100ha	100ha 以上
総　計	3,207	1,683	568	487	408	36	25
金沢市	1,038	625	192	121	90	4	6
小松市	725	391	115	111	99	7	2
加賀市	516	207	96	92	105	11	5

修正箇所赤字

加賀市	427	176	81	78	80	7	5
白山市	684	305	127	130	97	12	13
能美市	160	101	24	23	12	-	-
川北町	1	1	-	-	-	-	-
野々市市	5	5	-	-	-	-	-

（2）森林経営計画の認定状況

単位　面積：ha

市町村名	計画の種類	森林経営計画						
		作成件数等				人天別面積		
		件数	対象森林面積	間伐下限面積	間伐計画面積	人工林	天然林等	計
加賀計画区	林班計画	23	3,669	235	339	1,503	2,165	3,669
	うち属人計画との重複							
	区域計画	26	5,180	83	226	1,551	3,629	5,180
	属人計画	7	8,101	665	791	3,883	4,218	8,101
	計	56	16,950	983	1,356	6,937	10,013	16,950

白山市	749	346	140	136	102	13	12
能美市	174	109	25	27	12	1	-
川北町	1	1	-	-	-	-	-
野々市市	4	4	-	-	-	-	-

（2）森林経営計画の認定状況

単位　面積：ha

市町村名	計画の種類	森林経営計画						
		作成件数等				人天別面積		
		件数	対象森林面積	間伐下限面積	間伐計画面積	人工林	天然林等	計
加賀計画区	林班計画	77	19,219	608	1,145	5,532	13,687	19,219
	2	87			80	7	87	
	区域計画	14	3,468	30	43	1,160	2,308	3,468
	属人計画	6	12,387	528	1,259	6,309	5,576	11,885
	計	97	34,987	1,166	2,447	12,921	21,564	34,485

令和３年３月31 日現在

森林管理課調べ

修正箇所赤字

令和８年３月31 日現在
森林管理課調べ

（３）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位　面積：ha

市町村別	経営管理権	経営管理実施権	備　考
	面　積	面　積	
加賀計画区	469.15	170.78	

令和８年３月31 日現在
森林管理課調べ

~~（４）森林組合及び生産森林組合の現況~~
~~（５）林業事業体等の現況~~
~~（６）林業労働力の概況~~
~~（７）　林業機械化の概況~~
~~（８）　作業路網等整備の概況~~

（４）その他
特用林産物の生産 15

きのこ生産量は、生シイタケ 63ｔ（県生産量の 24.8%）、乾シイタケ 506kg（2.61%）、ナメコ 157ｔ（99.7%）となっている。また、マイタケは 40ｔ（99.9%）生産されている。

４　持続的伐採可能量
第１表　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位　材積：千ｍ3

主伐（皆伐）上限量の目安
256.79

第２表　再造林率に応じた持続的伐採可能量（年間）

（３）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位　面積：ha

市町村別	経営管理権	経営管理実施権	備　考
	面　積	面　積	
加賀計画区	113.52	0	

令和3年３月31 日現在
森林管理課調べ

（４）森林組合及び生産森林組合の現況
（５）林業事業体等の現況
（６）林業労働力の概況
（７）　林業機械化の概況
（８）　作業路網等整備の概況

（９）その他
特用林産物の生産 15

きのこ生産量は、生シイタケ 76ｔ（県生産量の 22%）、乾シイタケ 3kg（0.04%）　、ナメコ 65kg（0.04%）となっている。また、マイタケは 62ｔ（88.2%）生産されている。

pp

４　持続的伐採可能量
第１表　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位　材積：千ｍ3

主伐（皆伐）上限量の目安
228.34

第２表　再造林率に応じた持続的伐採可能量（年間）

修正箇所赤字

単位　再造林率：%、材積：千m3

再造林率	持続的伐採可能量
100	256.79
90	231.11
80	205.43
70	179.75
60	154.07
50	128.40
40	102.72
30	77.04
20	51.36
10	25.68

（附）　石川県天然更新完了基準書　［略］

単位　再造林率：%、材積：千m3

再造林率	持続的伐採可能量
100	228.34
90	205.51
80	182.67
70	159.84
60	137.00
50	114.17
40	91.34
30	68.50
20	45.67
10	22.83

（附）　石川県天然更新完了基準書　［略］